

『具体的な取組』

○生物多様性に配慮した鳥獣保護区の指定に努めます。

④生息地等保全地区

「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定した「特定希少野生動植物」（動物5種、植物7種）の保護の必要があると認めるときに生息・生育地を保全地区に指定するものです。現在「生息地等保全地区」は指定されていませんが、今後、生息・生育環境が汚染され、または激変されるおそれが出てきたときはすみやかに指定の手続きを進めます。

また、特定希少野生動植物の保護への意識を盛り上げ「県民などとの協働」を促進するための「県民などによる生息地等保全地区の指定の提案制度」を活用します。

『具体的な取組』

○「生息地等保全地区」の指定を積極的に検討します。

⑤史跡・名勝・天然記念物・文化的景観地区

奈良県には、古墳などの史跡、奈良公園や大和三山、吉野山などの名勝や春日山原始林（特別天然記念物）のほか、オオヤマレンゲ自生地、カザグルマ自生地やルーミスシジミ生息地（天然記念物）など、国指定の史跡名勝天然記念物が141件あり全国一を誇ります。

史跡・陵墓では良好な自然景観を保全しており、名勝は、古くから著名な風致景観を生み出し、伝統的な観光名所となっています。また、天然記念物についても、奈良県の自然を特徴づける動植物のほか、「屏風岩、兜岩および鎧岩」など、長い時間がつくり出した自然を対象とするものがあります。指定された動植物や地域については、適切な保護を図っていく中で、奈良県の自然資源としての現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、奈良県の生物多様性の保全に資する事業を実施していきます。国指定の特別天然記念物「オオサンショウウオ」については、三重県と協力して宇陀市・曽爾村・御杖村地域での生息状況調査を行い、保護管理指針の改訂をしています。

【重要文化的景観の選定】

平成23年5月に重要文化的景観として「奥飛鳥の文化的景観」が選定されました。

【選定理由の抜粋】文化庁発表（平成23年5月20日）

明日香村の中央部を貫流し大和川へ注ぐ飛鳥川の源流域では、スギ・ヒノキが卓越する深い植林地の中に集落・農地が営まれています。奥飛鳥地域の記録は皇極天皇元年（642年）にさかのぼることができ、中世末期には入谷・栢森・稲渚・畑の四大字が飛鳥川上流域のムラとして成立したとされています。地域にはハギやヤマブキなどいわゆる万葉植物の植生も卓越しており、豊かな生態系がはぐくまれています。（後略）



稲渚の棚田

「紀伊山地カモシカ保護地域第4回特別調査」から

ニホンカモシカは昭和9年に国の天然記念物、昭和50年には日本固有の特に重要な動物種として国の特別天然記念物に指定されています。

奈良県・三重県・和歌山県の教育委員会が合同で行った平成20・21年の調査では、保護地域内のカモシカ推定生息個体数は約400頭、紀伊山地全域で約2,500頭と、低い値となっています。保護地域内を山系別で見た推定値は台高山系約100頭、大峰山系約40頭、護摩壇・大塔山系約250頭となっています。特に、台高山系・大峰山系では域内のカモシカの減少傾向が著しく、これらの地域では近年ニホンジカの増加が問題視されており、カモシカの減少は、ニホンジカとの競合の影響を受けている可能性があるかと推測されています。



カモシカはウシ科に属し、ニホンジカと違い角は枝分かれせず生え替わりません
下北山村前鬼で撮影

『具体的な取組』

○必要な調査を実施し、県・市町村天然記念物の適切な維持管理について検討します。

⑥世界遺産など

奈良県には、「法隆寺地域の仏教建築物」「古都奈良の文化財」「紀伊山地の霊場と参詣道」の3つの世界遺産があります。全国で16か所しかない世界遺産のうち3つがある奈良県は奥深い自然、文化、歴史など、世界に誇れる財産を持っています。これらの世界遺産は歴史的な建造物群と山や森、田園などの自然が一体となっていることが大きな特徴です。

紀伊山地は神話の時代から神々が鎮まる特別な地と考えられてきました。「紀伊山地の霊場と参詣道」の大峯奥駈道は、役行者が8世紀初めに開いたとされる修行の道で弥山、八経ヶ岳を代表とする1,000m から2,000m 近い尾根が連なる急峻な山々に開かれた修験道の聖地です。豊かな自然が今もほぼ手つかずに近い状態で残っており自然崇拜の思想は、本世界遺産を構成する要素の一つです。八経ヶ岳山頂一帯にシラビソ林が広がっている「仏経嶽原始林」は国の天然記念物にもなっています。なおこのシラビソ林の林縁にはオオヤマレンゲが群生し、こちらも国の天然記念物に指定されていますが、近年ニホンジカの食害によりオオヤマレンゲは減少し、防鹿柵の設置により絶滅を免れている状況です。

また、古都奈良の文化財のうち「春日山原始林」は古くから聖域として狩猟伐採が禁止されてきました。奈良市街に近接する「春日山原始林」の木々と土壌は豊かな水をかん養し続け、人々の命と生活を支えてきました。しかし、近年、国の天然記念物に指定されている「奈良のシカ」が樹種を選択的に食べることにより、次代の森林をつくる植物は乏しくなり、イヌガシ、国内外来種のナギ、国外外来種のナンキンハゼなど、ニホンジカの好まない植物は増えてきています。そのために、世界遺産「春日山原始林」と「奈良のシカ」との共生を図っていく必要があります。

大台ヶ原・大峰山はユネスコエコパーク（生物圏保存地域）の指定を受けています。世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは生態系の保全と持続可能な利活用の調和が目的です。現在、世界107か国の553か所が指定されています。エコパークは、厳正な保護地域を核とし、その周辺に人間活動が営まれている地域を含んでおり、科学的な調査、観察記録、教育および研修などの活動が行われます。日本では、1980年に大台ヶ原・大峰山（奈良県、三重県）、白山（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、屋久島（鹿児島県）、志賀高原（長野県、群馬県）が登録されています。なお、2012年7月には、宮崎県「綾地域」が新たに登録されました。

『具体的な取組』

○世界遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」「春日山原始林」並びに「ユネスコエコパーク」内の原生的な自然林保護のために、関係機関との連携を行い、必要な調査を実施し、防鹿柵の設置などの対策を推進します。



春日山原始林のナンキンハゼは外来種だから排除しないといけないの？

この種子は鳥の好物なんだけど…
ナンキンハゼの実結構強い毒性
を持っている。



ニホンジカは
食べません！



浮雲園地の
ナンキンハゼ

- ・昭和3年頃、奈良公園の浮雲園地に植栽されたことが最初で、その後、春日山原始林の照葉樹林域へ侵入したと考えられる。
- ・春日山原始林には、種子は鳥によって運ばれ、台風や山火事の被災で林床が開放された箇所でも生育した。

～生態系への影響～

世界遺産である春日山原始林で
ナンキンハゼやナギなどの拡大による
照葉樹林崩壊の危機



春日山原始林
コジイ、ツクバネガシ、ウラジロガシ
など常緑広葉樹からなる照葉樹林が
成立している

中国原産の国外外来種ナンキンハゼや国内外来種であるナギが、春日山原始林の照葉樹林域に侵入している。
春日山原始林は世界文化遺産に登録されているが、ニホンジカの食べない外来種の拡大によって、今後、景観的にも大きく変化する危険性が提起されている。

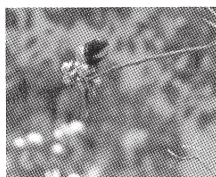
競争力が強い

乾燥や剪定に強いので、街路樹としてよく用いられる。



鳥によって種が散布される

年を越すころになって、剥き出しになった白い種子を鳥が食べに来る。ムクドリ・ヒヨドリが目立つが、シジュウカラやキジバトも見かける。



ニホンジカが食べない

小さな苗木でもニホンジカが食べないため、どんどん成長していく。



（２）野生動植物の保護と管理

生物多様性を保全していくためには、野生動植物に関する情報の提供を行い、普及啓発を行うとともに、希少野生動植物の保護や外来種対策を適切に推進する必要があります。近年、ニホンジカ、イノシシについては、その生息数が増加し、農林産物や生態系に影響をおよぼすなどの問題も顕在化していることから、それらの個体数管理に取り組んでいくことも重要です。また、飼いきれなくなったペットの放逐や遺棄による生態系への影響や感染症の伝播^{でんぱ}などの問題が起きています。処分されるペット数を減らすため、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発やペットの里親探しなどの施策を進めます。

①県内の生物種リストの作成

県内に生息・生育する野生動植物についてその分布、生息・生育などの現況を把握し、奈良県の野生生物保護施策の基礎資料とするために、「奈良県野生生物目録」を作成します。希少種・外来種（国内・国外）に区分し、希少種は定量的にランキングします。生物目録は文献情報のほかインターネット上で集められた情報などで更新し、３年から５年ごとに新しい調査や知見などを加えて改訂していきます。これらをレッドリスト・レッドデータブックおよび外来種リスト（ブラックリスト）作成の基礎資料とし、種の絶滅回避や外来種防除に役立てます。

『具体的な取組』

- 「奈良県野生生物目録」作成に着手します。

②希少野生動植物の保護の推進

希少野生動植物の保護を効果的に推進するためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握しておく必要があるため、県内の希少野生動植物の生息・生育の状況などについて継続的な調査を行った上で、レッドリストおよびレッドデータブックを改訂します。

また、「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく取組として、希少野生動植物の保護を推進する上で専門的また適切な方法を担保するために熱意と識見を有する者を「希少野生動植物保護専門員」に委嘱し、生息・生育状況の調査、基本的計画の策定などへ参画してもらっています。現在、哺乳類、魚類、植物などの各分野から８名の希少野生動植物保護専門員を委嘱しているところですが、必要に応じ体制を強化します。

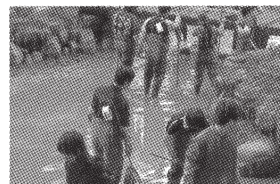
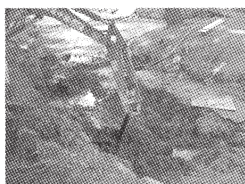
そのほか「特定希少野生動植物保護管理事業計画」の策定とその保護管理事業計画の実施に努めるほか、現在ニッポンバラタナゴとヒメタイコウチについて認定している「希少

野生動植物保護巡視団体」を、ほかの特定希少野生動植物にもひろげます。また、絶滅のおそれが危急である場合は、「生息地等保全地区」の設置や大学の研究機関などと連携してシードバンク・ジーンバンクなどの遺伝子の保存を進めます。このほか、ニホンジカなどの食害対策として防鹿柵^{ぼうろくさく}を設置したり、市町村やNPO法人などの団体が実施する保護・保全・回復活動を支援したりするなど、希少野生動植物の保護に努めます。

「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」第30条において、特定希少野生動植物の生息地などの保全および再生その他保護を図るための事業を実施するために、知事は「保護管理事業計画」を定めると規定しています。そのため、平成22年度、ニッポンバラタナゴについての保護管理事業計画策定を同研究に精通した近畿大学農学部に委託しました。平成23年3月には、「ニッポンバラタナゴ保護事業管理計画」を公開し、保護活動の実施に着手したところです。なお、平成23年度保護活動の一環で、ニッポンバラタナゴの産卵に必要なドブガイが全く繁殖できていない状況であることが分かったため、ドブガイの養殖など、ニッポンバラタナゴの野生絶滅回避対策を至急に実施しています。

【ニッポンバラタナゴ】

コイ科の魚類。奈良県の自然特性である「ため池」を生息環境にしています。現在わが国で生息が確認されている5地域（奈良市・大阪府八尾市・岡山県・香川県・九州北西部）の中で分布の東限にあたります。奈良県では絶滅したと考えられていたがレッドリスト作成のための調査で平成17年に偶然見つかりました。ほかの4地域とは遺伝子レベルで異なる固有なものです。奈良県の希少野生動植物保護のシンボリックなもので、絶滅の危険が高いため優先的に保護施策を進めています。



ドロ上げなど、生息池の環境保全対策を実施

『具体的な取組』

- 奈良県レッドリストおよびレッドデータブックの改訂
- 「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、以下のような適正な保護と管理のための施策を講じます。
 - ・新たな特定希少野生動植物の指定
 - ・生息地等保全地区・管理地区などの指定の検討

・保護管理事業計画の策定とその推進

- 希少な植物については防鹿柵^{ぼうろくさく}を設置して保護するとともに、「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」（天然記念物「奈良のシカ」の生息地である旧奈良市は除く）などにより生息密度を適正化し、植生の被害を防止します。

数値目標

奈良県版レッドデータブックの改訂（H28年度）

奈良県レッドリストにおける希少動植物割合：12% 現状維持

特定希少野生動植物の指定数：12種→20種（H29年度）

希少野生動植物保護巡視団体などの認定数：2団体→5団体（H26年度）

③外来種対策の推進

奈良県の在来種を保護するため、外来種の生息・生育情報を収集し分析します。生態系や生命・身体・または農林業に大きな影響を与える外来種については、広く県民や当該市町村に情報提供を行うなどの普及啓発活動を強化し必要に応じた防除に努めます。

- アライグマについては捕獲頭数が増加していることから、市町村と連携して「外来生物法」と「鳥獣保護法」による積極的な防除を行います。また、「外来生物法」による市町村防除計画が未策定の市町村には計画の策定について推奨します。

- 吉野川河川敷に見られるオオキンケイギクや、天川村で確認されているジギタリスなどは地元と連携して駆除を進めるとともに、外来種を持ち込まない啓発を行います。

- 県内にすでに定着しているセアカゴケグモや、飼いきれずに遺棄されたカミツキガメ、ワニガメなど、危険が伴う外来種には、対応などの普及啓発・広報に努めるとともに、環境省、警察などの関係機関と連携して適切な対応を行います。

- 土木工事における緑化資材として外来種の使用が見られるので、緑化工での郷土種の植栽について検討を進めます。

- 県内において、国内起源の外来種を含め、新たに外来種が発見された場合には、必要に応じて専門家や関係機関などと連携して現状把握や調査を行い、生態系保全に関する対応について検討します。

『具体的な取組』

- 普及啓発のための外来種防除リーフレットを作成および講習会を開催します。

- 生命・人体や農林水産業に被害をもたらす外来種に関する情報については、ホームページ